

新生児

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付申請書(請求書)

市区町村
受付印

住民票所在市区町村

千葉県館山市

市長宛

私は、下記の対象児童に対する児童手当を申請済みであり、かつ、所得が児童手当の所得制限限度額未満であるため、下記【誓約・同意事項】(1)～(6)すべてに誓約・同意の上で、標記の給付金を申請します。

1. 申請者(児童手当受給者)

児童手当の手続きと併せての申請の場合は、右欄に○を記載してください。記入日、申請者氏名以外の記載は不要です。

記入日 令和 年 月 日

Table with columns: (フリガナ)氏名, 性別, 生年月日, 申請者の現住所(住民票所在地), 電話, ※個人番号, ※R3.1.1現在の住民票所在地, 申請者の令和3年1月1日時点の住民票所在地 ※現住所と同じ場合は記入不要

「※個人番号」及び「※R3.1.1現在の住民票所在地」欄は、令和3年1月1日現在で、館山市に住民票がない場合のみ記載して下さい。

2. 配偶者

配偶者の有無 有・無

Table with columns: (フリガナ)氏名, 性別, 生年月日, 配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要, 電話, ※個人番号, ※R3.1.1現在の住民票所在地, 配偶者の令和3年1月1日時点の住民票所在地 ※現住所と同じ場合は記入不要

「※個人番号」及び「※R3.1.1現在の住民票所在地」欄は、令和3年1月1日現在で、館山市に住民票がない場合のみ記載して下さい。

3. 対象児童

支給対象となる新生児児童(令和4年3月31日までに出生した児童のうち、市に申請済の児童を除く)について記入してください。

Table with columns: No., (フリガナ)氏名, 続柄, 性別, 生年月日, 同居・別居の別, 住所(別居の場合のみ記入)

※同居・別居の別については申請時点の状況を選択してください。

※上記対象児童の住民票上の住所が館山市外にある児童については、当該市外自治体の住民票(又は除住民票)の原本を提出してください。

4. 添付書類

①申請者ご本人の確認書類の写し

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証等の写しなど

②申請者ご本人名義の振込先金融機関確認書類の写し(申請者が公務員の方のみ)

※申請者ご本人様名義の受取口座(金融機関名、支店名、分類、口座番号、口座名義人)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
※ゆうちょ銀行の場合、振込用の店名、預金種目、口座番号が記載されている部分の通帳の写し

③児童手当(本則給付)を受給していることが分かる書類の写し(申請者が公務員の方で、館山市に初めて申請する場合)

※①～③のほか、「3.対象児童」の欄外に記載のある「住民票上の住所が館山市外にある児童」がいる場合には、当該市外自治体の住民票(又は除住民票)の原本をあわせて提出してください。

5. 受取方法

給付金は児童手当振込口座(原則、1.の申請・請求者の口座となっています。)へ振込みます。公務員の方等は下記に記載の上、届け出をお願いします。又振込先金融機関口座確認書類を添付してください。※なお、口座開設が出来ない等、児童手当振込口座を指定していない方は下記チェック欄に○の記入をお願いします。

【受取口座記入欄】

Table with columns: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号(五桁までお書きください。), (フリガナ)口座名義, 金融機関番号, 店番号

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

○児童手当振込口座を持っていないため、市区町村窓口での現金による支給を希望します。

チェック欄 ⇨

(裏面も確認してください。)

【誓約・同意事項】

- (1) 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2) 子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、館山市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、館山市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 館山市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、館山市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、館山市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)を返還します。

申請者ご本人の確認書類の写し

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証等の写しなど

及び

振込先金融機関口座確認書類の写し

※受取口座の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

及び

児童手当（本則給付）を受給していることが分かる書類の写し

（※館山市より児童手当を受給していない方（公務員など）は添付してください。）

貼付欄

（※こちらに貼付いただくか、申請書と一緒にご提出ください。）